

# 文教委員会資料①

## 1 議案の審査

(5) 議案第10号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 請願・陳情の審査

(1) 請願第2号 小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願

資料1 小児医療費助成制度の拡充について

資料2 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況（通院及び入院）

こども未来局

（令和5年3月10日）

## 1 背景

### ●少子化の進行

本市の年少人口（0～14歳）は令和2年に約19万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが見込まれている。

また、合計特殊出生率の算定対象となる女性人口（15歳～49歳）についても同様に減少傾向が続く見込みである。本市においても少子化は避けられないものであり、その対策として子育て支援の充実が一層重要となる。

### ●安心して子育てできる環境づくり

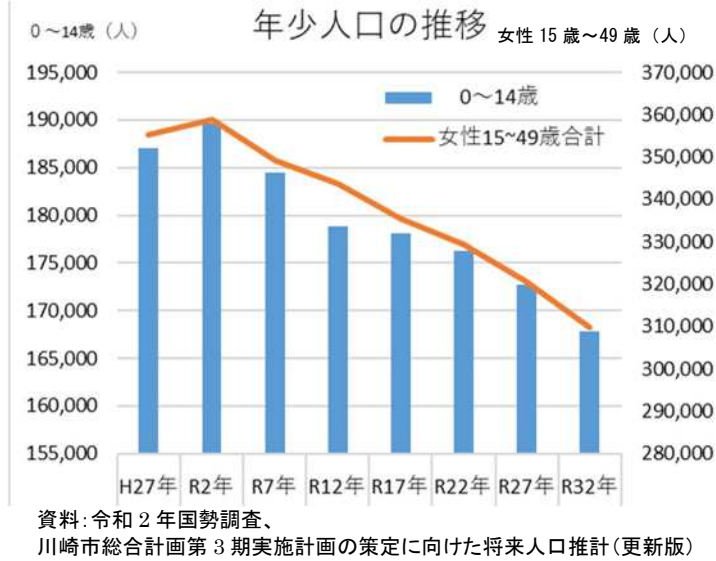
急速な少子高齢化の進行や都市化の進展に伴い核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化等による育児の不安が増大する中、子育て支援策の充実を図り、安心して子育てできる環境を持続的に確保することが求められている。

### ●社会経済の状況

新型コロナウイルス感染症の長期化、世界情勢の緊迫化による物価高騰が子育て世帯にも大きな打撃を与えており、医療費を心配せず安心して医療機関を利用できる本制度の重要性が増している。

### ●近隣都市の拡充の動き

令和4年4月現在で、通院医療費助成の対象を小学校6年生までとしているのは、県内市町村では川崎市のみとなった。また、東京都は令和5年度中に通院助成対象を高校3年生まで拡大（23区においては所得制限、一部負担金も撤廃）することが決まっている。さらに、横浜市が令和5年8月に現行制度の所得制限、一部負担金を撤廃し、中学3年生まで医療費を全額助成することを発表した。



## 2 制度拡充の考え方

小児医療費助成制度は、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるとの考えを基本に、川崎市として、また指定都市市長会、九都県市首脳会議等と連携し国に対して要望を行ってきたところであり、その考えは変わらず、引き続き、国に対し要望を行っていく。国や本市の子どもを取り巻く社会経済環境を背景として、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、子育て支援策の充実に向けた取組として、本市の小児医療費助成制度を拡充する。

## 3 制度の変遷

本制度は川崎市小児医療費助成条例（平成7年10月施行）に基づき実施しており、医療費助成により子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とし、これまで次の通り制度を拡充してきた。

通院医療費助成対象年齢拡大		所得制限緩和等	
平成7年10月	2歳児まで（入院：中学生まで）	平成9年7月	1歳以上を緩和
平成11年1月	3歳児まで		
平成14年1月	4歳児まで		
平成17年1月	5歳児まで	平成18年4月	1歳以上を緩和
平成19年1月	小学校就学前まで	平成24年6月	1歳以上を緩和
平成24年9月	小学校1年生まで		
平成27年4月	小学校2年生まで		
平成28年4月	小学校3年生まで		
平成29年4月	小学校6年生まで	平成29年4月	一部負担金を導入（小4以上1回500円）
		平成31年1月	入院医療費助成の所得制限を廃止

※昭和48年施行の乳児医療費助成条例（通院・入院0歳のみ、所得制限無し）は、本条例施行に合わせて廃止された。

## 4 本市助成制度について

### 【現在の制度】

年齢	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分（※1） （2割）	保険医療費の自己負担分（※1） （未就学児2割、就学児3割（※2））	保険医療費の自己負担分（※1） （3割）
助成方法	現物給付（※3）	現物給付（※3）	償還払い（※4）
医療証	交付あり	交付あり	交付なし
所得制限	なし	あり（通院医療費助成のみ）	なし

- ※1 食事療養標準負担額を除く。高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成
- ※2 小学校4年生～6年生は、通院1回あたり500円を超えた額を助成
- ※3 県内の医療機関等を受診した場合には医療証を提示することで、原則として会計窓口での医療費の支払が不要
- ※4 医療機関等を受診した場合に、一旦、会計窓口で医療費の支払いをした後、助成の申請をして払い戻し

## 5 制度拡充の内容

### ●通院助成対象年齢を中学校3年生まで拡大

- 子どもの受療率は成長とともに逡減する傾向にあるが、安心して子どもを産み育てることができるよう、市民ニーズや社会情勢を踏まえ、子どもの健やかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行っていくことが必要である。
- 指定都市等の状況を踏まえると、義務教育年齢である中学校3年生までの通院医療費助成が、標準的な水準となってきている。安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、子育て支援策の充実として、本市においても**対象年齢を小学校6年生から中学校3年生まで拡大する。**

子どもの受療率（人口10万対）厚労省患者調査

平成29年10月

年齢階級	外 来		
	総 数	男	女
総 数	5 675	4 953	6 360
0 歳	7 276	7 439	7 105
1 ～ 4	6 517	6 670	6 354
5 ～ 9	4 377	4 495	4 253
10 ～ 14	2 764	2 899	2 623
15 ～ 19	1 923	1 734	2 123

### ●所得制限の撤廃

- 医療費助成は経済的な支援であるとともに、子どもの健全な育成を図る児童福祉の観点からも大変重要なものであり、保護者の所得に関わらず医療費助成が受けられるよう制度を拡充することで、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりにつながる。
- 指定都市等においては、通院助成対象年齢を中学校3年生までとするとともに所得制限の撤廃が標準となっており、少子化対策や子育て支援への取組を強化する観点から、**所得制限を撤廃する。**

### 一部負担金について

- 制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、保護者に一定の負担を求める**一部負担金は、維持する。**（小学校4年生以上／1回500円）指定都市20市中、18市で一部負担金を導入している。（令和4年10月現在）
- 低所得世帯への配慮として、**市民税所得割非課税世帯については、引き続き一部負担金は求めない。**
- 一部負担金の財政的な効果は、年間約3.5億円と試算している。**

### ●拡充の時期

- 現行制度の医療証有効期限は令和5年8月31日であり、制度の円滑な移行を目指し、拡充時期は令和5年9月とする。



# 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況（通院及び入院）

資料2

## 1 指定都市

令和5年3月現在

都市名	助成対象年齢		所得制限	一部負担金	備考(R5年度制度拡充予定)
	通院	入院			
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	<通院> 0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新) <入院> なし	小学校4～6年生の通院のみ:1回500円 (市民税所得割が非課税の場合は、適用除外)	R5.9～ 通院助成対象年齢を中学校卒業まで拡大 所得制限を撤廃
札幌市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(新)	<0歳～小学校6年生> 初診時:医科580円・歯科510円 <中学校以上> 入院医療費の1割(限度額あり) ※ただし、住民税非課税の場合は 初診時:医科580円、歯科510円	
仙台市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(新)	<0歳～就学前> なし <小学校1年生以上> 通院:初診時500円、再診時は無料 入院:1回の入院につき10日目までは1日500円 (11日目以降は無料)	R5.4～ 所得制限を撤廃。
さいたま市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
千葉市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	<0歳～小学校3年生> 通院1回300円、入院1日300円 調剤1回300円(院外処方のみ) <小学校4年生～中学校卒業> 通院1回500円、入院1日300円 調剤1回500円(院外処方のみ) ※市民税所得割非課税なら一部負担なし	
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳～2歳:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	1歳児及び2歳児の保護者の所得が基準額以上の方は、通院1回につき500円までの窓口負担(院外処方及び入院は全額支給) 小学校4年生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし)	R5.8～ 所得制限、一部負担金を撤廃
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	中学生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし)	令和6年度中に助成対象を18歳まで拡大し、中学3年生までは所得制限も撤廃する予定。
新潟市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	通院:同一医療機関で月4回まで1日530円 入院:1日1,200円	
静岡市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	1歳～高校卒業の通院のみ:1回500円	
浜松市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	1歳～高校卒業の通院のみ:1回500円	
名古屋市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし	
京都市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	<0～2歳> 通院及び入院:1月1医療機関につき200円 <3歳～中学校卒業> 通院:1ヵ月1,500円 (1ヵ月1,500円を超えたとき償還する) 入院:1月1医療機関につき200円	R5秋～ 一部負担金<3歳～小学生> 通院:1ヵ月1,500円→1ヵ月1医療機関 200円に引き下げ
大阪市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	小学生6年生まで:なし 中学生以上:児童手当制度に準拠(新)	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で 月2日を限度 1月2,500円を超えたときは償還する	
堺市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で 月2日を限度 1月2,500円を超えたときは償還する	
神戸市	0歳～中学校卒業	0歳～高校卒業	なし	3歳～中3の通院のみ: 1医療機関と薬局毎に1日上限400円(2割負担)を 月2回まで(3回目以降無料)	
岡山市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	なし	小学生の通院のみ:1割(月上限44,400円)	R6.1～ 通院医療費助成を高校生まで拡大、一部 負担金は小学生を無料、中学生、高校生 を1割(月上限44,400円) 入院医療費助成を高校生まで拡大
広島市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	<通院> 保護者の所得が一部負担金の基準額未満の場合 小6まで初診料算定時1日500円(月4日まで) 保護者の所得が一部負担金の基準額以上所得限 度額未満の場合 未就学児:初診料算定時1日1,000円(月2日まで) 小学校1年生以上:1日1,500円(月2日まで) 第三子以降の子ども:初診料算定時500円(月4日 まで) <入院> なし	
北九州市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	<通院> 3歳以上小学校就学前:1医療機関ごと月600円 小学生:1医療機関ごと月1,200円 中学生以上18歳まで月1,600円 <入院> なし	
福岡市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	<通院> 3歳以上～中学生:1医療機関ごと月500円 <入院> なし	
熊本市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	医科:3歳～小学校6年生:1医療機関ごと月700円 中学校1年生～中学卒業:1医療機関ごと月 1,200円 歯科:5歳～小学校6年生:1医療機関ごと月700円 中学校1年生～中学卒業:1医療機関ごと月 1,200円 調剤:3歳～小学校6年生:1医療機関ごと月700円 中学校1年生～中学卒業:1医療機関ごと月 1,200円	

## 2 県内市町村

令和5年3月現在

都市名	助成対象年齢		所得制限	一部負担金	備考(R5年度制度拡充予定)
	通院	入院			
県補助	0歳～小学校就学前	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	4歳以上:通院1回200円、入院1回100円	R5.4～ 通院助成を小学校6年生まで拡大
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	<通院> 0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新) <入院> なし	小学校4～6年生の通院のみ:1回500円 (市民税所得割が非課税の場合は、適用除 外)	R5.9～ 通院助成を中学校卒業まで拡大 所得制限を撤廃
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳～2歳:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠 (旧)	1歳児及び2歳児の保護者の所得が基準額以 上の方は、通院1回につき500円までの窓口負 担(院外処方及び入院は全額支給) 小学校4年生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担 なし)	R5.8～ 所得制限、一部負担金を撤廃
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	中学生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担 なし)	令和6年度中に助成対象を18歳まで 拡大し、中学3年生までは所得制限も 撤廃する予定。
横須賀市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.10～ 通院助成・入院助成を18歳まで年 齢制限拡大
平塚市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
鎌倉市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.10～ 通院助成・入院助成を18歳まで年 齢制限拡大
藤沢市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校6年生まで:なし 中学校1年生以上:児童手当制度に準 拠(新)	なし	R5.4～ 中学生の所得制限を廃止
小田原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準 拠(旧)	なし	R5.10～ 所得制限廃止
茅ヶ崎市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	4歳未満:なし 4歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	小学校4～中学校卒業の通院のみ:1回500円 (調剤を除く)	R4年度に引き続きR5.4～6月の診療 分も、下記、助成予定(償還払い のみ) ①所得制限超過者の通院・調剤・ 入院 ②小学4～中学校卒業の通院1回500 円までの一部負担金 R5.7～所得制限及び一部負担金 を撤廃予定
逗子市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	R5.4～ 通院・入院助成対象年齢を満18歳 となる最初の3月31日までに拡大 及び所得制限撤廃
三浦市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
秦野市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準 拠(新)	なし	R5.10～ 所得制限撤廃
厚木市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.10～ 通院・入院助成対象年齢を18歳ま でに拡大
大和市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	R5.4～所得制限廃止予定 R5.8～対象児童の年齢を通院・入 院ともに高校卒業相当年齢まで拡 大予定
伊勢原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学生就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準 拠(旧)	なし	R5.10～ 所得制限廃止予定
海老名市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.9～ 満18歳に達した日以後最初の3月31 日までに年齢拡大予定
座間市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	R5.4～ 所得制限撤廃
南足柄市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
綾瀬市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.7～ 小児医療費の助成対象となる者 を、中学校を卒業した日の属する 月の末日までにある者から、18歳 に達する年度の末日までにある者 に引き上げる
葉山町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.10～ 高校生までに年齢制限拡大
寒川町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.10～ 高校3年生相当までに年齢制限拡 大
大磯町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.4～ 18歳までに年齢制限拡大
二宮町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
中井町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.7～ 18歳の年度末までに年齢制限拡大
大井町	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし	
松田町	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし	
山北町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.4～ 18歳までに年齢制限拡大
開成町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
箱根町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.4～ 入院含め、18歳に達した次の3月31 日まで年齢拡大
真鶴町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
湯河原町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
愛川町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	R5.9～ 通院・入院共に18歳到達後最初の3 月31日までに対象年齢を拡大
清川村	0歳～中学校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし	